

第3章 地球温暖化対策

地球温暖化問題が深刻化する中、このまま対策を講じない場合、滋賀県では人口・世帯数の増加や自動車への依存、社会経済活動の活発化などにより、温室効果ガス排出量の増加が予測されています。

地球温暖化防止に向けて、家庭や産業、交通などあらゆる場面での省エネ行動の推進と、これらの取り組みを支えながら経済の持続的な発展を両立させる省エネ製品等の普及などが求められています。

「産業活動」分野の施策

● 低炭素社会づくり推進条例に基づく事業者行動計画書制度

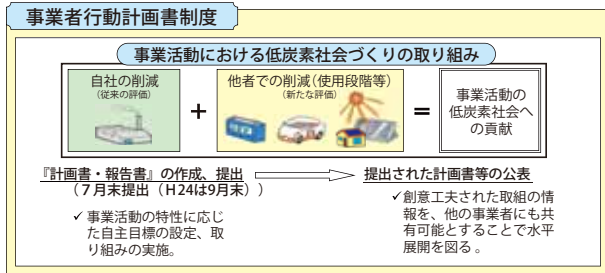
〈温暖化対策課〉

低炭素社会づくりを進めていくためには、県だけではなく、県民や事業者など、あらゆる主体が積極的に取り組みに参画することが必要となります。

特に、事業者については、自社の排出削減のみならず、省エネ製品等の生産により使用段階での温室効果ガスの排出削減に貢献するなど、その事業活動が低炭素社会づくりに大きな役割を担っています。

低炭素社会づくり推進条例では、事業者のこうした取り組みの計画および実施状況を県に報告していただき、それを県が公表することなどにより、事業者を社会的に応援し、低炭素社会づくりに向けた気運を醸成していくため、「事業者行動計画書制度」を定め、平成24年度から運用しています。

◆ 事業者行動計画書制度と顕彰制度

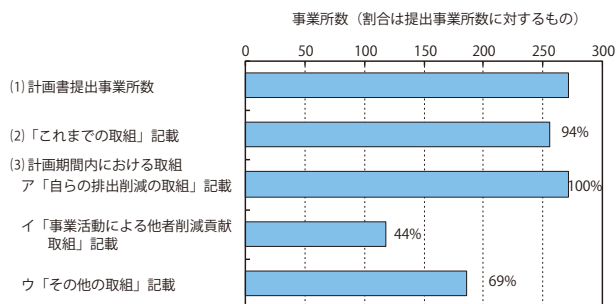


さらなる応援として・・・

顕彰の実施

事業者行動計画書制度において、他の参考となる優れた取り組みについて、今後、順次選定し、表彰していくことを予定。

◆ 平成24年度における事業者行動計画書の提出状況



● 低炭素社会に対応する企業活動への支援

〈温暖化対策課、地域エネルギー振興室〉

省エネ製品や太陽光発電などの創エネ製品などの生産・普及は、低炭素社会づくりを進める上で重要です。

県では、製品等を通じた低炭素社会づくりへの貢献量評価を推進することにより、低炭素社会づくりに貢献する事業者を応援していきます。(P8のトピックス参照)

また、製品やサービスの提供による貢献と並び事業者に求められる、自らの温室効果ガス排出量削減に関して、県では具体的な取り組みとして、平成24年度は中小企業者等の計画的な省エネ行動を支援するため、省エネ設備への改修や省エネ診断を受けるための専門家の派遣に対して支援を行っています。

さらに、オフィスにおける温室効果ガス排出削減対策を推進するため、関西広域連合と連携して適正冷暖房温度の設定と夏冬エコスタイル、節電や節水、グリーン購入などの省エネルギーの推進に取り組む「関西エコオフィス宣言事業所」の拡大、取り組みの定着に努めています。

● 省エネ・節電対応機器等のモデル導入

〈温暖化対策課〉

低炭素社会の実現に向けた省エネルギー・創エネルギー分野などでの技術開発や製品普及、温室効果ガスの発生を抑制する低炭素商品の家庭や事業所等への普及拡大を図ることを目的に、提案事業者等による省エネ・節電対応器具等の県施設へのモデル導入を実施しています。

● 滋賀エコ・エコノミープロジェクト

〈温暖化対策課〉

地球温暖化問題への取り組みを一刻も早く進め、環境成長経済の実現に向けた「新しい発展モデル」を構築し全国に発信しようと、滋賀の経済界と県が共同で「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」に取り組んでいます。

具体的には、低炭素経済を実現するために、県内で排出する温室効果ガスを削減するための仕組みである「しが炭素基金」の運営による「しが低炭素リーダー賞」の展開と、環境分野などの産業集積を図り、県全体をいわば「緑のシリコンバレー」に育て上げるための共同研究

や事業支援の仕組みの2つを柱とした取り組みを進めています。



しが低炭素基金リーダー賞表彰式

● **農業・水産業からの温暖化対策** 〈農政課〉

本県農業において、水稻の高温障害をはじめ、病害虫の多発、生育時期のずれなど、地球温暖化の影響と考えられる現象が発生しています。また、低炭素社会の実現に向け、農業・水産業分野においても取り組みが求められています。

そのため、平成23年（2011年）3月に策定した「農業・水産業温暖化対策総合戦略」に基づき、温暖化に適応できる生産技術や品種の開発・普及および低炭素社会の実現に貢献する取り組みを進めています。

農業・水産業温暖化対策総合戦略の概要

■ **琵琶湖を守り、農村環境を守る農業・水産業の推進【緩和策】**

1 **琵琶湖を守り、農村環境を守る農業・水産業の普及（生産者視点）**

- ① 水稻栽培における中干しの適期実施
（水田から発生するメタンの削減）
- ② 耕畜連携による堆肥利用促進
（土壌への炭素貯留の増加）
- ③ 飼料用米、稲WC S（稲発酵粗飼料）の生産拡大
（輸送エネルギーの削減）
- ④ 野菜等地場農水産物の生産拡大と設備・機械の省エネ化の推進（輸送エネルギーの削減）
- ⑤ 施肥量の低減（一酸化二窒素の削減）
- ⑥ 炭素貯留効果の高い土壌管理方法、温室効果ガスを抑える営農方法の開発



2 **琵琶湖を守り、農村環境を守る集落ぐるみの取り組みの推進（農村視点）**

- ① 集落営農などによる水田を活用した温暖化緩和策の取り組みの推進
- ② 農村地域の良好な水循環の確立
- ③ 農村地域におけるエネルギーの有効活用と自然エネルギーへの転換
- ④ 持続可能な農村を目指した取り組みの推進
- ⑤ 排出量取引の活用

3 **消費者の購買行動を通じて温暖化緩和に結びつく取り組みの推進（県民視点）**

- ① 地産地消の推進
- ② 農産物での省CO₂効果の表示（見える化）



マメ科の1年草「ヘアリーベッチ」を緑肥として、化学肥料を使わずに栽培したコシヒカリ JALレーク大津のブランド米「はなふじ®」のカーボンフットプリント表示

■ **温暖化に適応した農業・水産業の実現に向けて【影響評価・適応策】**

1 **近江米の温暖化対応**

- 適応技術の開発普及、温暖化に対応した品種の育成普及

2 **園芸作物などの温暖化対応**

- 被害状況の的確な把握、影響の予測、対策技術開発、新規品目の導入検討

3 **水産資源の温暖化対応**

- 水産資源の状況モニタリングと温暖化の影響の評価
- 温暖化に適応した水産資源保全技術の開発



温暖化対応品種（水稻）の育成



温暖化影響調査（イサザの多層曳き調査）

平成25年度関連事業

- 1 農業・水産業温暖化対策推進事業（農政課）
（推進会議、研修会の開催）
- 2 飼料自給率向上対策事業（畜産課）
- 3 農村地域再生可能エネルギー活用推進事業（耕地課）
- 4 県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業（耕地課）
- 5 胴割れといもち病に強い本県独自品種育成技術の開発（農業技術振興センター）
- 6 茶園における温暖化対策技術の開発（農業技術振興センター）
- 7 水温上昇が琵琶湖の水生生物に及ぼす影響の解明（水産試験場）

「生活」分野の施策

● 低炭素地域づくりの推進

〈温暖化対策課〉

低炭素社会づくりが推進されるためには、地域における自発的な取組が拡がることにより、その気運が高まり、県民総ぐるみの運動となることが重要です。

そのため、県民、事業者等が実施する地域の低炭素社会づくりのための計画について、低炭素社会づくり推進条例に基づき、「低炭素地域づくり活動計画」として知事による認定・公表を行うとともに、計画の認定を受けた民間団体に対してその活動経費の一部を助成するなどにより、支援しています。

● 地球温暖化防止活動推進センター

〈温暖化対策課〉

温室効果ガスの排出削減のためには、1人ひとりがその重要性を意識して生活様式を見直していくことが大切であり、そのための普及啓発を強化、推進するため、地球温暖化対策推進法に基づき、平成12年(2000年)10月に滋賀県地球温暖化防止活動推進センターを指定しました(平成24年(2012年)2月再指定)。気づきと行動のための拠点である推進センターでは、主に家庭を対象として、地球温暖化防止に関する啓発・広報活動や相談・助言、地球温暖化防止活動推進員の活動支援などを行っています。

住所：草津市矢橋町字帰帆2108

((公財) 淡海環境保全財団内)

電話：077-569-5301

WEB <http://www.ohmi.or.jp/ondanka/index.html>

● 地球温暖化防止活動推進員

〈温暖化対策課〉

地球温暖化対策推進法に基づき、知事は地球温暖化対策に関する普及啓発や地球温暖化防止活動の推進に熱意と識見を有する方を推進員として委嘱しています。平成25年(2013年)6月末現在、78名の推進員の皆さんに学校や団体での講座の開催、イベントなどでの普及活動に取り組んでいただいています。

● 低炭素社会づくり授業・講座の実施

〈温暖化対策課〉

地球温暖化問題や低炭素社会づくりの必要性を身近な問題として捉えてもらうため、地球温暖化防止活動推進員を中心に県内の小学校や中学校において「低炭素社会づくり授業」を実施します。あわせて地域や団体における環境学習を推進するため「低炭素社会づくり講座」を実施します。

● 節電・省エネ診断フェア・セミナー

〈温暖化対策課〉

家庭におけるCO₂排出削減を促進するため、省エネ診断員が各家庭のエネルギー消費状況やCO₂排出状況を分析し、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな削減対策を提案します。また、家庭での節電・省エネ取組の普及・実践を目的に、滋賀県地球温暖化防止活動推進センターと協力して県内各地で省エネ診断フェアやセミナーを開催します。



省エネ診断フェア実施状況

● みるエコおうみ

〈温暖化対策課〉

家庭での温暖化対策を推進するため、平成20年(2008年)11月にWEBサイト「みるエコおうみ」を開設しました。

各家庭で日常生活における省エネ・省資源行動や、光熱使用量などを記録することにより、CO₂排出の削減量を「見える化」するもので、家庭部門でのCO₂排出削減の継続を図ります。

WEB <http://www.biwaco2.jp/>

トピックス TOPICS

夏期および冬期の節電の呼びかけ

〈温暖化対策課〉

平成23年(2011年)の夏以降、電力需要が高まる夏期、冬期の平日の電力使用量のピークカット対策を重点として、家庭やオフィス、事業者に対して節電の呼びかけを行っています。平成24年(2012年)の夏には、計画停電が想定される中、家庭での使用電力の削減にチャレンジする「おうみ節電アクションプロジェクト」に滋賀県の約1%の世帯(4,229世帯)の方に参加していただき、前年と比較して3.9%の節電を達成していただきました。平成25年(2013年)夏も引き続き節電をお願いするとともに、将来にわたって節電や省エネが持続するよう省エネ型ライフスタイルの転換を呼びかけました。



「交通・運輸」分野の施策

● 環境に配慮したクルマ利用モデル事業

〈交通政策課〉

マイカー通勤を削減し、エネルギー効率に優れ、環境にも優しい大量輸送機関としての鉄道・バスの活性化を図るため、企業や住民と協働し、モビリティ・マネジメントを活用した「エコ交通」の可能性について検討します。

● モビリティ・マネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用するなど）に自発的に変化することを促す、対話型手法を中心とした交通施策のこと

● 電気自動車の普及促進

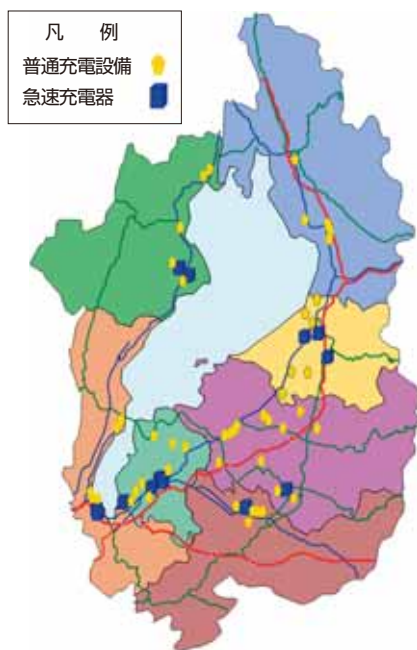
〈温暖化対策課〉

滋賀県におけるCO₂排出量の23%を占める運輸部門の対策として、走行時にCO₂を排出しない電気自動車の普及を促進するため、電気自動車を「知ってもらう」「見ってもらう」「体感してもらう」ための施策を展開していきます。

平成24年度は、ダイハツ工業株式会社から電気自動車の提供を受け実証実験を実施し、実証データは同社の電気自動車開発に活用されました。平成25年度は、国（経済産業省）が、次世代自動車充電設備の設置に関する補助事業（次世代自動車充電インフラ整備促進事業）を開始したことからより一層充電設備の設置が進むものと考えられ、引き続き民間での取り組みが進展するよう前述の国の事業および関西広域連合の事業とも連動して、普及促進を図っていきます。

◆ 県内の充電設備の状況

（平成25年（2013年）4月時点）



● エコドライブの推進

〈温暖化対策課〉

自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制を図るため、自動車・運輸関係団体と連携し、エコドライブ講習会を開催するなど、エコドライブ（環境に配慮した自動車の運転）実践のための普及・啓発に努めています。

再生可能エネルギーの戦略的な振興

● 滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プランの推進

〈地域エネルギー振興室〉

平成25年（2013年）3月に、地域レベルで取り組み可能な再生可能エネルギーの導入促進と本県に集積する関連産業の振興を戦略的に推進していくため、「地域主導による「地産地消型」「自立分散型」エネルギー社会の創造」を基本理念とする「滋賀県再生可能エネルギー振興戦略プラン」を策定しました。

このプランの計画期間である平成29年度までの5年間、「家庭・事業所における導入加速化」「農山村の地域資源を活用したエネルギー創出」「災害に強く、スマート化した地域づくり」「地域エネルギー創出支援」「関連産業振興」「県庁率先」の6つのプロジェクトを推進していきます。

■ 住宅への太陽光発電の普及促進

〈温暖化対策課〉

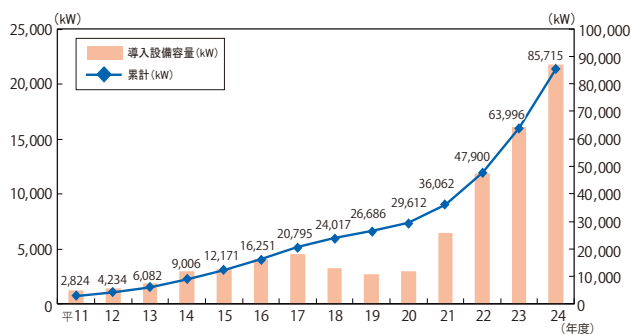
県では、平成17年度から平成22年度まで、住宅用太陽光発電から発生する電力のうち、家庭で消費せず余剰電力として売電をした電力量に応じて助成する全国初の取り組みを行いました。国においても平成21年（2009年）11月から余剰電力買取制度が始まり、さらに平成24年（2012年）7月からは電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく新たな固定価格買取制度が始まりました。

平成21年度からは、住宅用太陽光発電の設置に対する補助を行っています。住宅用太陽光発電の設置とあわせて省エネ断熱工事の実施や省エネ製品の購入を促進しており、これによりCO₂の排出が少ない住宅の普及を図っています。

これまで県の支援により、5,478件の家庭に21,754kWの住宅用太陽光発電が導入されました。県内の住宅用太陽光発電の普及率は平成24年度末で6.5%であり、全国で8位、近畿でトップとなっています。

平成25年度は、個人用既築住宅に住宅用太陽光発電を設置し、あわせて一定額以上の省エネ製品を購入された方を対象にした補助を実施しています。

◆ 住宅用太陽光発電システム導入状況



出典：

○平成11年度～20年度：一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会調査データ

○平成21年度以降：住宅用太陽光発電補助金（J-PEC）交付件数

WEB <http://www.ohmi.or.jp/ondanka/10taiyoko/1001taiyokohojo/1001taiyokohojo.html>

■事業所における再生可能エネルギー等の導入促進

〈地域エネルギー振興室〉

事業所レベルでの再生可能エネルギー等の導入加速化に向けて、特に固定価格買取制度開始後の集中導入期間（平成26年度まで）において、メガソーラー事業等のマッチング支援や補助制度、コーディネート機能の強化など、重点的な施策の推進を図ります。



メガソーラー

（滋賀県ホームページより）

■農業水利施設を活用した小水力発電等の導入促進 〈耕地課〉

農業用水路などの農業水利施設が有する再生可能エネルギーの活用は、施設の維持管理費の軽減や農村地域の活性化につながります。このことから県では、農業用水路の落差を利用した小水力発電やポンプ場の屋根等を利用した太陽光発電の導入を進めています。



小水力発電

平成25年度は「県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業」や「小水力等地域資源利活用促進事業」を活用し、土地改良区が管理されている農業水利施設に発電施設を設置するための調査設計等に取り組んでいます。

また県独自に地域ぐるみで小規模な小水力発電による地産地消の取組を支援する「農村の「近いエネルギー」活用推進事業」を実施しています。

■公共的施設等への再生可能エネルギー導入推進

〈温暖化対策課〉

本県では、国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー等導入推進基金）を原資とした基金を活用し、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入を支援します。市町あるいは民間事業者が所有する防災拠点や避難所等となり得る施設へ再生可能エネルギー設備および蓄電池を併せて導入する事業に係る設置費用の全部または一部を補助します。

公共的施設（公共的施設等再生可能エネルギー導入推進事業）	
再生可能エネルギー導入設備＋蓄電池の設置補助	
公共施設再生可能エネルギー等導入事業補助金	民間施設等再生可能エネルギー等導入推進事業補助金
対象 市町（一部事務組合含む）	対象 防災拠点施設を所有または管理している事業者
補助率等 定額 10/10 上限額 2,550万円/施設	補助率等 補助率 1/3 上限額 850万円/施設
要件 ・地方公共団体が所有する施設 ・防災拠点となる施設 等	要件 ・耐震性を有する施設 ・防災拠点となる施設 等

（平成25年度の事業内容）

■地域が主導する再生可能エネルギーの創出に向けた取り組み支援

〈温暖化対策課、地域エネルギー振興室〉

地域における様々な取り組み主体が主導する形で再生可能エネルギーの普及が進めば、地域に利益が還元され、地域の活性化にもつながることが期待されます。本年度は、市民共同発電の先進的な導入事例について、情報の収集と提供を行うほか、地域のポテンシャルを活かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、市町、事業者、NPOなど多様な主体で構成する地域協議会による事業化等の構想検討を支援しています。

■電池産業支援拠点を核とした技術開発の促進

〈モノづくり振興課〉

本県に集積するエネルギー・電池関連産業の力を最大限に活かしながら、再生可能エネルギーの普及と関連産業の振興の相乗効果が発揮されるよう取り組みを進めることが重要です。県内企業が電池産業での開発競争に打ち勝ち、県経済を牽引する集積産業として存続するため、電池産業支援拠点として位置づける工業技術センターにおいて、電池産業に特化した評価体制の整備を行っています。また、県内企業と共同で評価手段の検討や改良研究を進めるなど技術支援を行うことにより、県内企業の開発力、競争力を強化します。

二酸化炭素吸収源としての森林

〈森林保全課〉

森林は、二酸化炭素の吸収や炭素の貯蔵を通じて、地球温暖化に大きく貢献しています。平成9年（1997年）の「気候変動枠組条約第3回締約国会議」で採択された「京都議定書」の第1約束期間（平成20年（2008年）～平成24年（2012年））において、温室効果ガス削減目標の6%の内の3.8%を森林による二酸化炭素の吸収で確保することとされ、積極的な森林整備に取り組んできました。

さらに、第2約束期間（平成25年（2013年）～平成32年（2020年））においても、森林吸収量の国際的参入上限が3.5%とされたことから、治山事業による森林整備を推進するとともに、造林事業等の補助事業により引き続き間伐等の森林施業を推進していきます。